

## 司法書士のための破産の実務と論点

## 目次

## 序章

I	第1ステージ	2
1	幕開け	2
2	全国的な活動への発展	5
3	整理屋提携弁護士問題	7
4	商工ローン問題への対応	7
5	特定調停・個人民事再生への取組み	8
II	第2ステージ	10
1	平成14年司法書士法改正への対応	10
2	「債務整理事件の処理に関する指針」の策定	12
(1)	専門家としての聴取り・説明責任	14
(2)	事件漁りに関する問題	15
3	債務整理指針から考える将来像	16
III	第3ステージに向けて	18

## 第1章

## 破産手続の理念と司法書士の役割

I	破産制度の目的	20
II	現行破産法制定の趣旨	20

III	利用状況	22
IV	債務者と司法書士の責務	23
V	債権者全体の満足最大化	25
VI	債権者間の公平性・平等性	27
VII	公正な手続保障	28
VIII	債務者の経済的再生	29

## 第2章 相談と申立ての準備

I	相談の受付	32
1	相談に臨む姿勢	32
2	相談の準備	34
(1)	個人の相談	34
(2)	法人の相談	35
3	不利益事項の説明	41
(1)	公的証明等	41
(2)	官報への掲載	42
(3)	銀行取引	42
(4)	転居・旅行	43
(5)	郵便物等	43
(6)	職業および資格制限	44
(7)	退職金請求権・慰謝料請求権	45
(8)	取立行為	46
(9)	信用情報	48

(10) 賃貸借契約	49
(11) 持家	50
(12) 保証人・物的担保・所有権留保物件	50
4 免責不許可事由の確認	51
5 否認該当行為の有無の確認	54
(1) 否認該当行為	54
(2) 対応の際の留意点	56
6 費用	57
7 その他	57
(1) 新たな債務負担行為の禁止	57
(2) 失念債権は速やかに届け出ること	58
(3) 非免責債権	58
(4) 生計管理	59
II 事件類型とスケジュールの立案	59
1 同時廃止型（個人）	60
2 管財人選任型（個人）	62
3 管財人選任型（休業法人）	63
4 管財人選任型（稼働中法人）	63
(1) 申立日の決定	64
(2) 非常時貸借対照表の作成	64
(3) 直近決算時貸借対照表との差異の解明	65
(4) 売掛金等の回収	65
(5) 現金の確保	65
(6) 賃貸借契約の解除	65
(7) 自動車・動産の売買	66
(8) 従業員の解雇と労働債権の支払い	66

(9) 収集すべき書類等	67
(10) 事業所の施設等	68

## 第3章 申立書の作成・疎明資料の収集

I 申立ての方式	70
II 破産事件の管轄	71
III 審理方式・不服申立て・公告	72
IV 破産手続開始の原因	74
1 支払不能	74
2 支払停止	77
3 債務超過	78
4 その他	79
V 破産手続開始の申立権者	79
1 債権者・債務者	79
2 法人の破産手続開始の申立権者	81
VI 破産手続開始申立書の記載事項	82
1 必要的記載事項	82
2 訓示的記載事項	83
3 記載上の注意	84
VII 債権者一覧表の記載事項	85
VIII 破産手続開始申立書の添付書類	88
IX 破産手続開始申立書の審査・補正命令・却下等	90

X	費用の予納	91
XI	他の手続の中止命令、包括的禁止命令、債務者の財産に関する保全処分	92
XII	破産手続開始申立ての取下げの制限	94
XIII	破産手続開始の決定	94
1	破産手続開始の決定	94
2	破産手続開始の決定と同時に定めるべき事項等	95
3	破産手続開始の公告・通知	96
(1)	公告	96
(2)	通知	97
4	破産手続開始の申立てについての裁判に対する抗告	98
5	破産手続に関する登記・官庁等への通知	99
(1)	破産手続に関する登記	99
(2)	官庁等への通知	100

## 第4章 破産手続開始の効果

I	破産財団と自由財産	102
1	破産財団の構成と範囲	102
2	破産財団に属しない財産	104
(1)	自由財産	104
(2)	動産	104
(3)	保険金等	104
(4)	銀行預金	106

(5)	慰謝料請求権等	106
3	自由財産としての「金銭」の意義	107
4	破産財団に属しない財産の範囲の拡張	108
(1)	意義と手続	108
(2)	自由財産拡張の基準	109
II	破産者の事業	111
III	破産者の居住に係る制限	112
IV	破産者等の説明義務	113
(資料1)	破産した法人の役員等への注意事項（東京地方裁判所）	113
(資料2)	個人の破産者への注意事項（東京地方裁判所）	115
V	他の手続の失効	117
VI	国税滞納処分等の取扱い	119
VII	破産財団に関する訴えの取扱い	121
VIII	開始後の法律行為等の効力	122
IX	双務契約の扱い	123
1	双務契約	123
(1)	破産手続開始と双務契約	123
(2)	未履行の双務契約	124
2	継続的給付を目的とする双務契約	125
X	賃貸借契約等	126
XI	委任契約	127

## 第5章 取戻権・別除権・留置権・相殺権

I	取戻権	130
II	別除権	131
1	別除権の意義	131
2	別除権と対抗要件	133
3	別除権の行使方法	134
4	譲渡担保契約と国税	134
III	留置権	135
IV	相殺権	136
1	相殺権の行使	136
(1)	期限付債権・条件付債権と相殺	136
(2)	相殺権の行使時期	137
(3)	危機時以降負担債務との関係	138
(4)	相殺と権利濫用	139
2	相殺に供することができる破産債権の額等	139
3	新たな債務負担による相殺の禁止	139
(1)	相殺禁止の意義	139
(2)	相殺禁止の適用除外	142
4	新たな破産債権取得による相殺の禁止	144
(1)	相殺禁止の意義	144
(2)	相殺禁止の適用除外	145

## 第6章 破産管財人

I	破産管財人の意義・権限	148
II	裁判所の許可を要する行為	149
III	破産手続終了時の職務	150

## 第7章 破産債権・財団債権

I	破産債権	154
1	破産債権の意義・行使方法	154
(1)	破産債権の意義	154
(2)	破産手続開始後に具体化した保証債務	154
(3)	破産債権の行使方法	155
2	破産債権に含まれる請求権	155
3	破産債権の分類	157
(1)	優先的破産債権	157
(2)	劣後的破産債権	159
II	財団債権	160
1	財団債権の意義	160
2	財団債権の種類	161
3	財団債権の代位取得等	162
(1)	未払賃金	162
(2)	租税債権	164
(3)	支払いのための手形による破産財団の利得への返還請求権	164

III 実務上の問題	165
1 下水道の使用料	165
2 上水道・電気・ガス・電話	166
3 労働に関する債権	166
4 破産手続開始申立てに要する弁護士報酬	167

## 第8章 否認権

I 否認権の意義と効果	170
II 否認権の対象となる行為	171
1 詐害行為否認（法160条）	171
(1) 財産減少行為（担保の供与または債務の消滅に関する行為を除く） （法160条1項）	171
(2) 債務消滅行為（法160条2項）	172
(3) 無償行為（法160条3項）	172
2 相当の対価を得てした財産の処分（法161条1項）	172
3 偏頗行為	173
(1) 義務に基づく担保供与、債務消滅行為（法162条1項1号）	173
(2) 義務なき担保供与、債務消滅行為（法162条1項2号）	174
4 対抗要件具備行為（法164条）	174
III 執行行為との関係	175
IV 否認の制限等	175
V 実務上の問題	176
1 遺産分割協議	176

2 財産分与	177
3 弁護士費用の支払い	178
4 過払金債権の一部放棄	180
5 会社分割	181
6 担保権の設定	183
7 不動産の売却	184
8 債権譲渡担保契約	185
9 その他	187

## 第9章 配当・破産手続の終了

I 配当	190
II 破産手続の終了	190
1 同時破産廃止	190
2 異時破産廃止	193
3 同意破産廃止	193
4 破産手続終結の決定	194
5 破産手続終了の登記	195
6 破産手続終了後の問題	195

## 第10章 免責手続および復権

I 免責許可の申立て	200
1 免責の考え方	200

2 免責の手続	203
II 免責許可の要件等	205
III 裁量免責	213
1 裁量免責の意義	213
2 旧法下での事例	213
IV 免責許可の決定の効力等	216
1 免責許可決定の効力	216
2 免責されない請求権等	216
(1) 免責されない請求権	216
(2) 保証人等に対する債権等への効力	218
3 免責取消し	218
4 復権	219

## 資料

【資料1】 日本司法書士会連合会・債務整理事件の処理に関する指針	222
【資料2】 戸籍事務司掌者に対する破産手続開始決定確定等の通知について（通達）	225
【資料3】 破産による資格制限等	227
・判例索引（年月日順）	233
・著者紹介	239